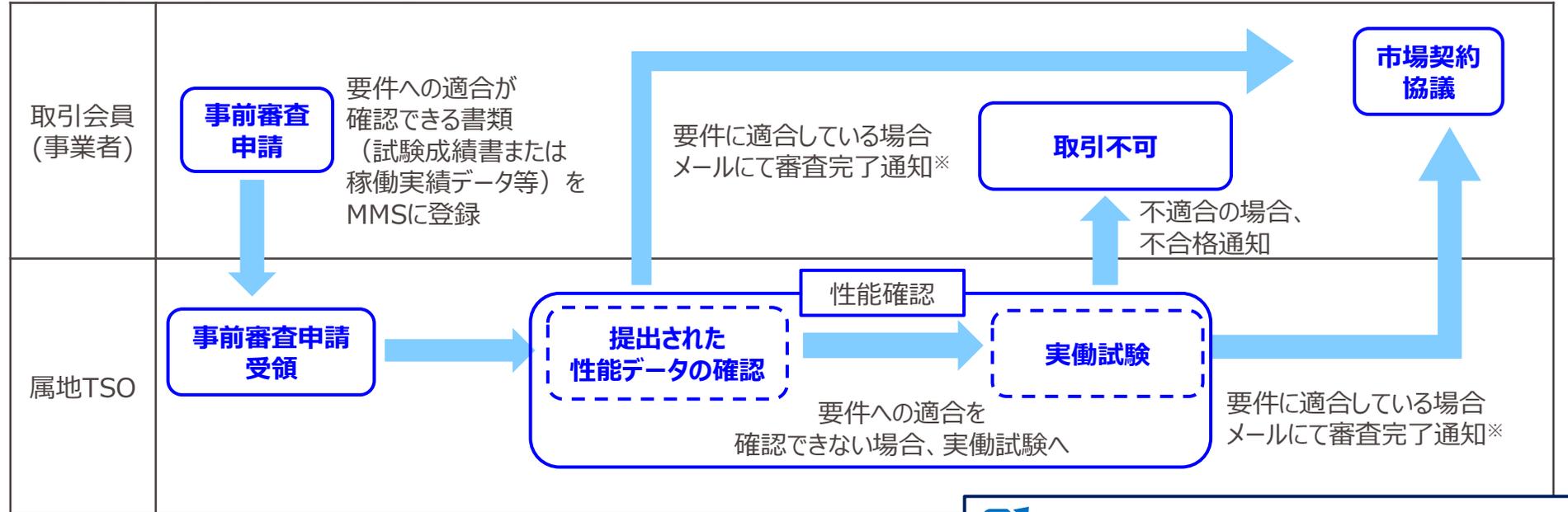


- 属地TSOは、希望する商品ごとに、提出された単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める当該商品の要件に適合していることを、性能データにもとづき確認します。
- 性能確認は、取引会員の申請にもとづき、原則として申請受付後3ヶ月以内に実施します。
- 提出された性能データの確認の結果、要件に適合している単独発電機または各リスト・パターンは契約の締結に向けた協議を開始します。
- 第22条（確認項目）について、性能データで要件への適合を確認出来ない場合、実働試験の実施により、要件への適合を確認いたします。
- 適合していることが確認できなかった場合は、本市場において当該単独発電機または各リスト・パターンを用いて当該商品の取引を行うことはできません。

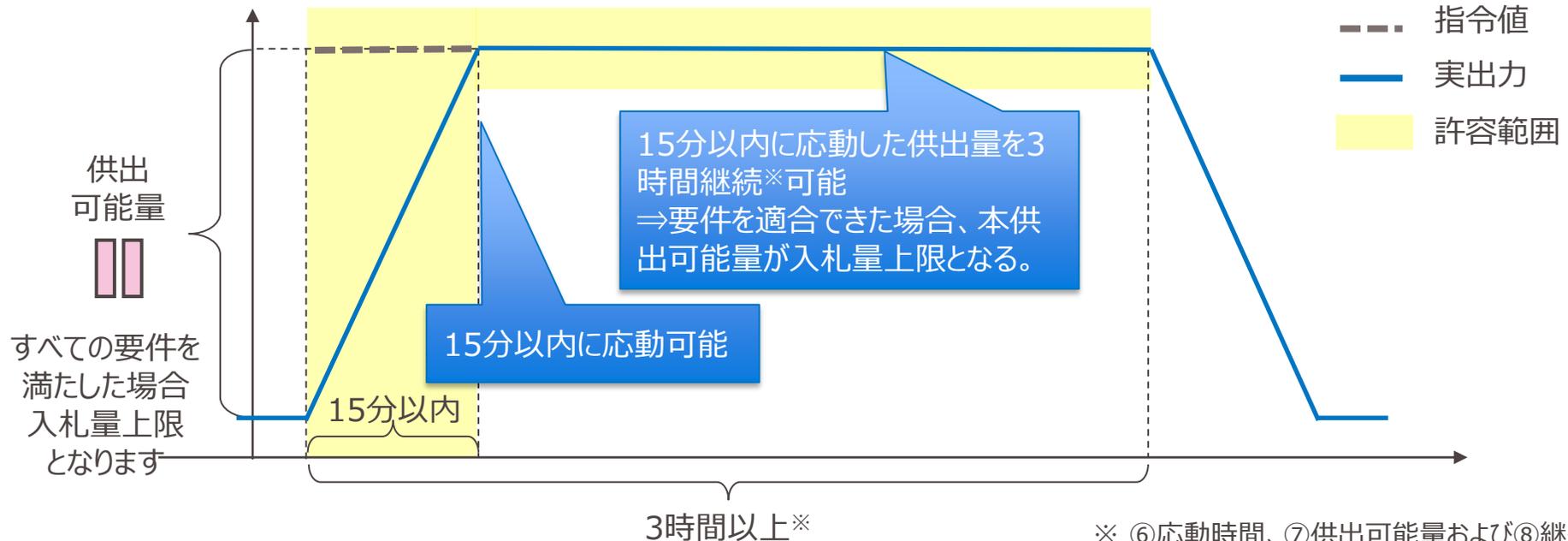
### 【事前審査業務フロー概要】



#### ⑥応動時間、⑦供出可能量、⑧継続時間の確認に用いる性能データ例（単独発電機の実出力変化曲線）

- 予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、下記単独発電機の実出力変化曲線にて、応動時間以内に供出可能量まで到達できること、3時間以上供出可能量の出力を継続的に供出可能であることを確認します。
  - ✓ 本実績データにより、116スライドの(2-1)、117スライドの(2-1)および(2-2)を確認可能です。
- なお、要件への適合を確認できた場合、本供出可能量が入札量上限となります。

【性能データ例】（余力活用に関する契約を締結する専用線の単独発電機に対してE D C制御を行った場合は124スライド記載の到達時間以内に到達すること）



※ ⑥応動時間、⑦供出可能量および⑧継続時間を合わせて確認できる稼働データを提出する場合は、応動時間を含めた3時間継続を確認する。

133スライドの応動実績の評価に準じて提出された性能データの確認をいたします

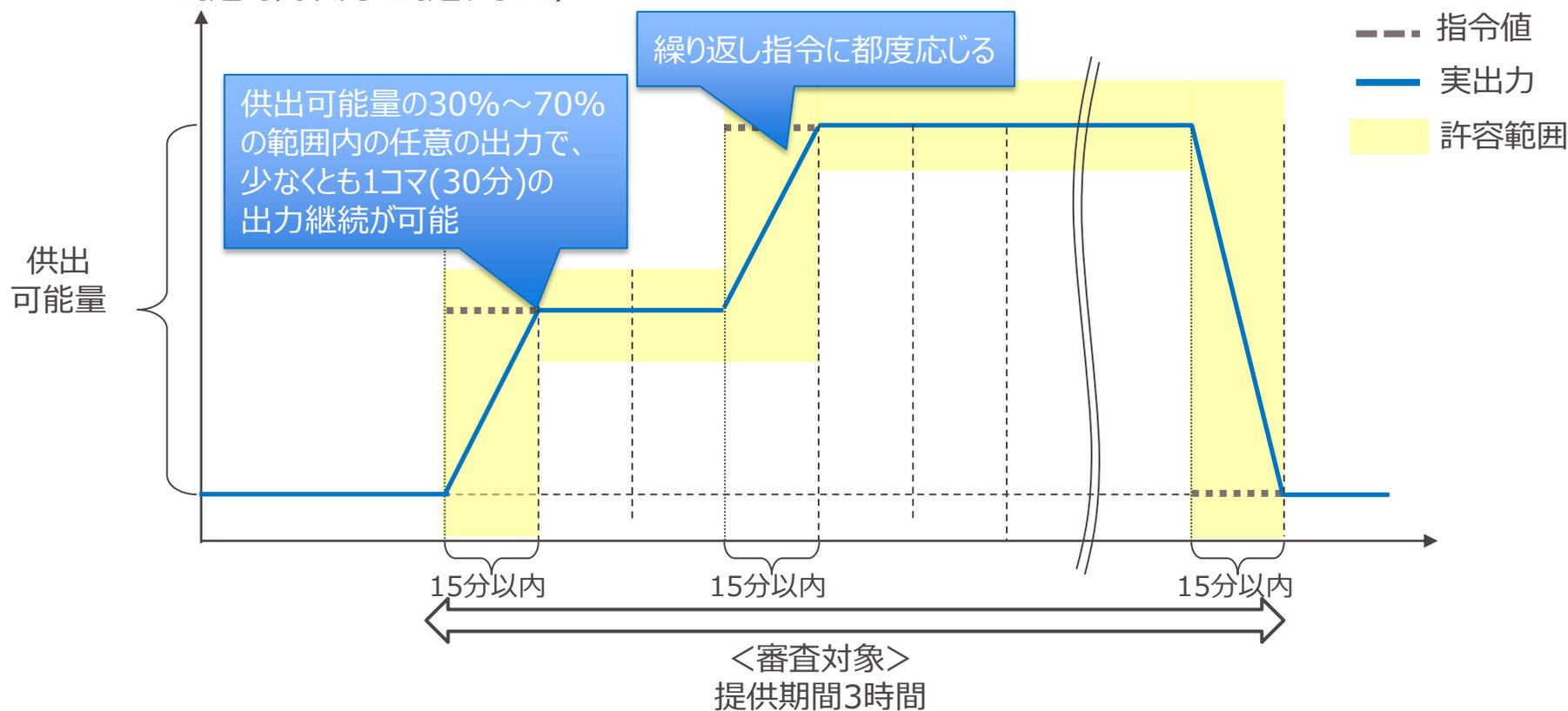


### ⑥応動時間、⑦供出可能量、⑧継続時間の確認に用いる性能データ例（単独発電機の実出力変化曲線）

● 予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象する場合、下記単独発電機の実出力変化曲線にて、供出可能量のうち、一部の量が発動可能であること、第26条（取引対象の $\Delta kW$ ）で定める指令間隔ごとの指令に追従できることを確認します。

✓ 本実績データにより、116スライドの(2-2)および(2-4)を確認可能です。

【性能データ例】（余力活用に関する契約を締結する専用線の単独発電機に対してE D C制御を行った場合は124スライド記載の到達時間以内に到達すること）

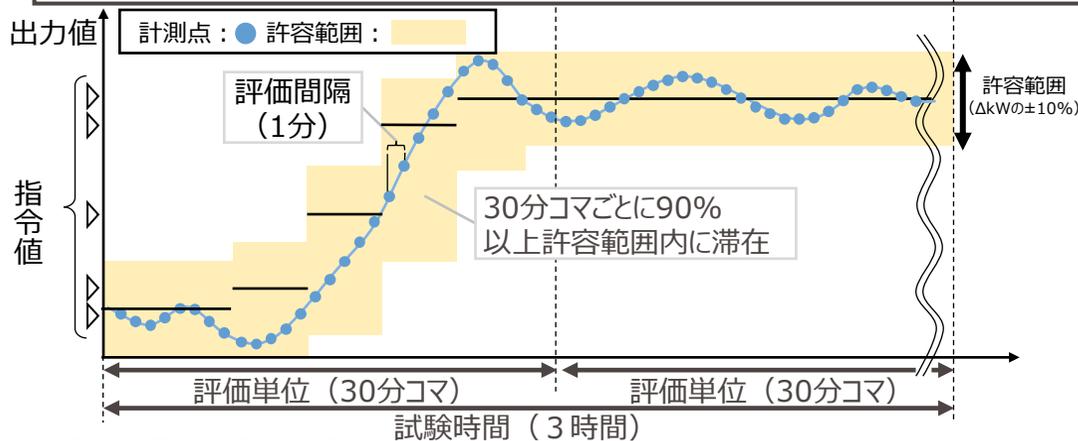


- 予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験は試験a、b、cについて下記のとおり、標準パターン化した試験を実施します。
- なお、発電計画電力は、取引会員が実働試験開始60分前までに広域機関へ提出いただいた発電販売計画にもとづくものとし、1分発電計画電力は発電計画電力にもとづくものとします。
  - ✓ 試験a：指令量を供出可能量としたとき、または指令値を発電上限電力としたときの応動時間および継続時間を確認する試験  
(取引規程第22条(確認項目)の(4)イ、(5)、(6)を確認)
    - 簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続し余力活用に関する契約を締結していない場合、15分以内に1分発電計画電力から供出可能量まで増加させ、供出可能量が3時間以上継続(応動時間を含む)できることを確認します。
    - 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結する場合、EDC変化速度にもとづいて供出可能量まで増加させ、供出可能量が3時間以上継続(応動時間を含む)できることを確認します。
  - ✓ 試験b：指令量または指令値を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験  
(取引規程第22条(確認項目)の(4)ロ、ハを確認)
    - 発電計画電力または1分発電計画電力から供出可能量の30%～70%の範囲内の任意の出力で増加させ、指令に追従していることを確認します。
    - 供出可能量まで増加させ、指令に追従していることを確認します。
    - 供出可能量から発電計画電力または1分発電計画電力へ復帰することを確認します。
  - ✓ 試験c：指令量がゼロの場合の応動を確認する試験  
(取引規程第22条(確認項目)の(4)ニを確認)
    - 発電販売計画(簡易指令システムで接続し、出力調整指令(数値指令)を選択するときに限る)、または1分発電計画電力計画にもとづいた応動をしていることを確認します。



削除

- 予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験の評価は、属地TSOにて以下の手順で行います。
  1. 実働試験対象時間において、広域機関に提出された発電計画または様式17-1(三次調整力①・二次調整力②【単独発電機】応動実績提出用フォーマット【事前審査(実働試験用)】)にて提出された1分発電計画電力、1分ごとの発電実績および応動実績を用いて評価します。
  2. 試験時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認します。評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に要件に適合していると判断します。なお、適合している場合132スライドの試験aにおいて確認された供出可能量を、入札量上限とします。
  3. 簡易指令システムで接続し、出力調整指令(数値指令)を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合の発電実績の許容範囲は以下のとおりとします(簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合の応動実績の許容範囲は指令量を用いて算定します)。\*
    - a. 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間  
指令値±供出可能量×10%
    - b. 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間  
「変更前指令値－供出可能量×10%」から「変更後指令値＋供出可能量×10%」
    - c. 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間  
「変更前指令値＋供出可能量×10%」から「変更後指令値－供出可能量×10%」



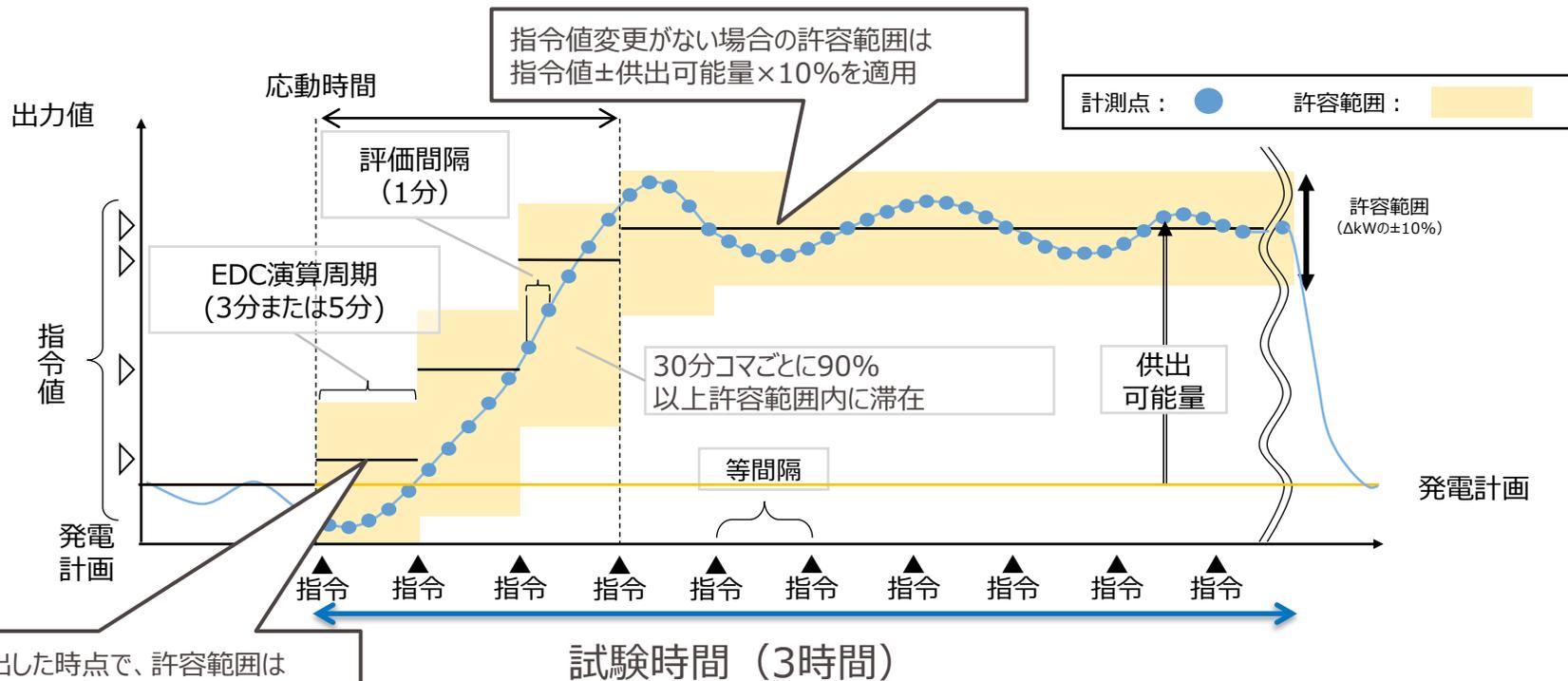
\*単独発電機の場合において、「指令値」は簡易指令システムで接続し出力調整指令(数値指令)を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に属地TSOが指令した指令値を指します。簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合は「出力変化量」にて指令が行われます。

専用線オンラインで発電端により指令を行っている場合は、属地TSOとの協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とします。



- 予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験では、属地TSOが発電計画に応じて、供出可能量の範囲内で発電機出力を都度指令します。任意の指令値を実現するため、EDCは使用せず、手動の指令値等でEDCを模擬することがあります。
- 応動は、発電端値を送電端値に換算した発電機出力で評価していきます。
- 実働試験終了後は、発電計画に追従していただきます。なお、実働試験終了時に属地TSOからリソースの発電計画値への復帰指令は行いません。実働試験時だけでなく、約定後の実需給においても復帰指令は行いません。

【イメージ：試験a（指令値を供出可能量としたときの応動時間および継続時間を確認する試験）】



増加方向への指令を出した時点で、許容範囲は  
 変更前指令値-供出可能量×10%  
 ~指令変更後指令値+供出可能量×10%を適用

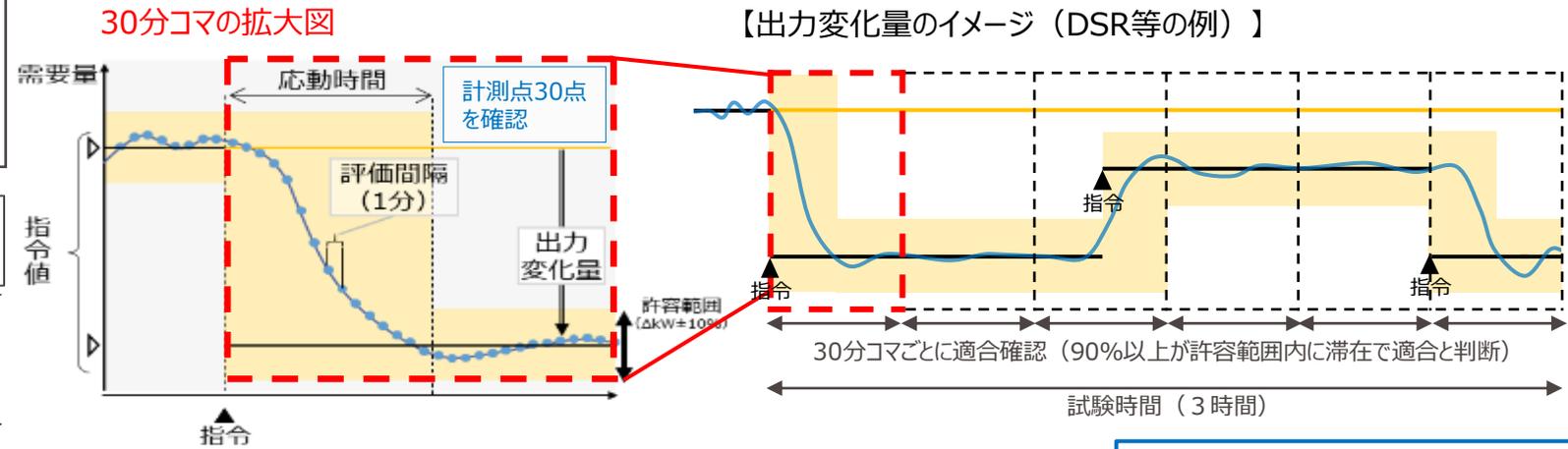
- 予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験は試験a、b、cについて下記のとおり、標準パターン化した試験を実施します。
- なお、事前予測型を設定している場合、1分基準値電力は取引会員が実働試験開始60分前までに属地TSOへ提出いただいた様式17-2、17-3、17-4（三次調整力①・二次調整力②【各リスト・パターン】応動実績提出用フォーマット【事前審査（実働試験用）】）の1分発電計画電力または1分基準値電力（事前予測型）の値を使用します。簡易指令システムで接続し、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンで直前計測型を選択している場合、試験開始時刻の5分前から、1分ごとの需要実績を、当該コマの次の30分コマの終了時刻までに簡易指令システムを通じて属地TSOに送信いただき算出した1分基準値電力（直前計測型）の値を使用します。なお、専用線オンラインで接続し、直前計測型を選択している場合、属地TSOと調整した送信周期ごとの需要実績を、当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に専用線オンラインを通じて属地TSOに送信いただけます。
  - ✓ 試験a：指令量を供出可能量としたときの応動時間および継続時間を確認する試験  
(取引規程第22条（確認項目）の(4)イ、(5)を確認)
    - 取引会員が属地TSOへ提出いただいた実働試験対象時間における1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）から供出可能量まで15分以内に応動させ、供出可能量が3時間以上継続（応動時間を含む）できることを確認します。
  - ✓ 試験b：指令量を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験  
(取引規程第22条（確認項目）の(4)ロ、ハを確認)
    - 実働試験対象時間における1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）から供出可能量の約30～70%の範囲内の任意の量で応動をさせ、指令に追従していることを確認します。
    - 供出可能量まで応動させ、指令に追従していることを確認します。
    - 供出可能量から1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）へ復帰することを確認します。
  - ✓ 試験c：指令量がゼロの場合の応動を確認する試験  
(取引規程第22条（確認項目）の(4)ニを確認)
    - 1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）にもとづいた応動をしていることを確認します。

- 予定している三次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験の評価は、属地TSOにて下記の手順で行います。
  1. 実働試験対象時間において、所定の様式17-2、17-3、17-4(三次調整力①・二次調整力②【各リスト・パターン】) 応動実績提出用フォーマット【事前審査(実働試験用)】にて提出された1分ごとの1分発電計画電力、1分基準値電力(事前予測型)または1分基準値電力(直前計測型)、実績データおよび応動実績を用いて評価します。
  2. 実働試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認します。評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に要件に適合していると判断します。なお、適合している場合150スライドの試験aにおいて確認された供出可能量を入札量上限とします。
  3. 応動実績の許容範囲は以下のとおりとします。
    - a. 指令値変更に伴い応動している時間を除く場合  
指令量±供出可能量×10%
    - b. 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間の場合  
「変更前指令量－供出可能量×10%」から「変更後指令量＋供出可能量×10%」
    - c. 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間の場合  
「変更前指令量＋供出可能量×10%」から「変更後指令量－供出可能量×10%」

○1分ごとの計測点30点のうち90%以上の応動実績が許容範囲内であることを確認します(右図参照)

凡例  
 黄色線 実働試験基準値電力(1分kW)  
 青線 需要実績(1分kW) ● 計測点

※応動時間とは、中給から指令を発信してから供出可能量まで出力を変化するのに要する時間をいいます。  
 ※各リスト・パターンにおいて、指令量とは、簡易指令システムにより属地TSOが指令した指令値をいいます。

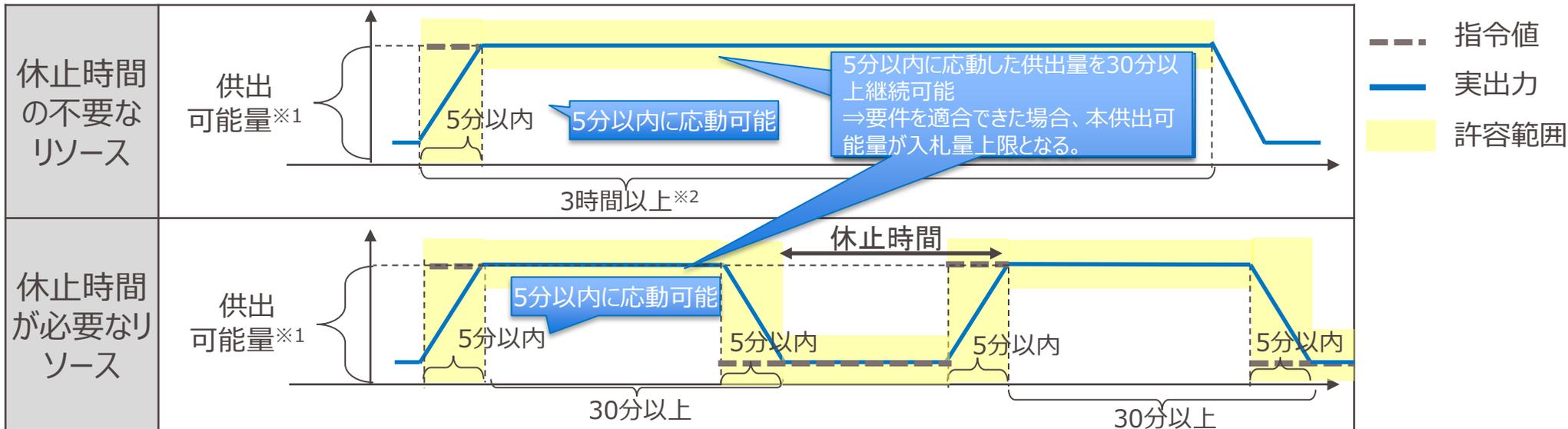


出所) 第17回需給調整市場検討小委員会(2020.6.12)資料2-1をもとに作成  
[https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2020/files/jukyushijyo\\_17\\_02\\_01.pdf](https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2020/files/jukyushijyo_17_02_01.pdf)

### ⑥応動時間、⑦供出可能量、⑧継続時間の確認に用いる性能データ例（単独発電機の実出力変化曲線）

- 予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、下記単独発電機の実出力変化曲線にて、応動時間以内に供出可能量まで到達できること、3時間以上供出可能量の出力を継続的に供出可能であることを確認します。
- なお、30分以上継続して出力した後、技術的な理由等により休止時間が必要となるリソースの場合で、属地TSOが認めるときは、あらかじめ定めた時間休止できるものとします。
  - ✓ 本実績データにより、151スライドの(2-1)、152スライドの(2-1)および(2-2)を確認可能です。
- なお、要件への適合を確認できた場合、本供出可能量が入札量上限となります。

【性能データ例】余力活用に関する契約のない単独発電機の場合または各リスト・パターンの場合  
 （余力活用に関する契約を締結する専用線の単独発電機に対してE D C制御を行った場合は163スライド記載の到達時間以内に到達すること）



171～174スライドの応動実績の評価に準じて提出された性能データの確認をいたします

※1 すべての要件を満たした場合入札量上限となる

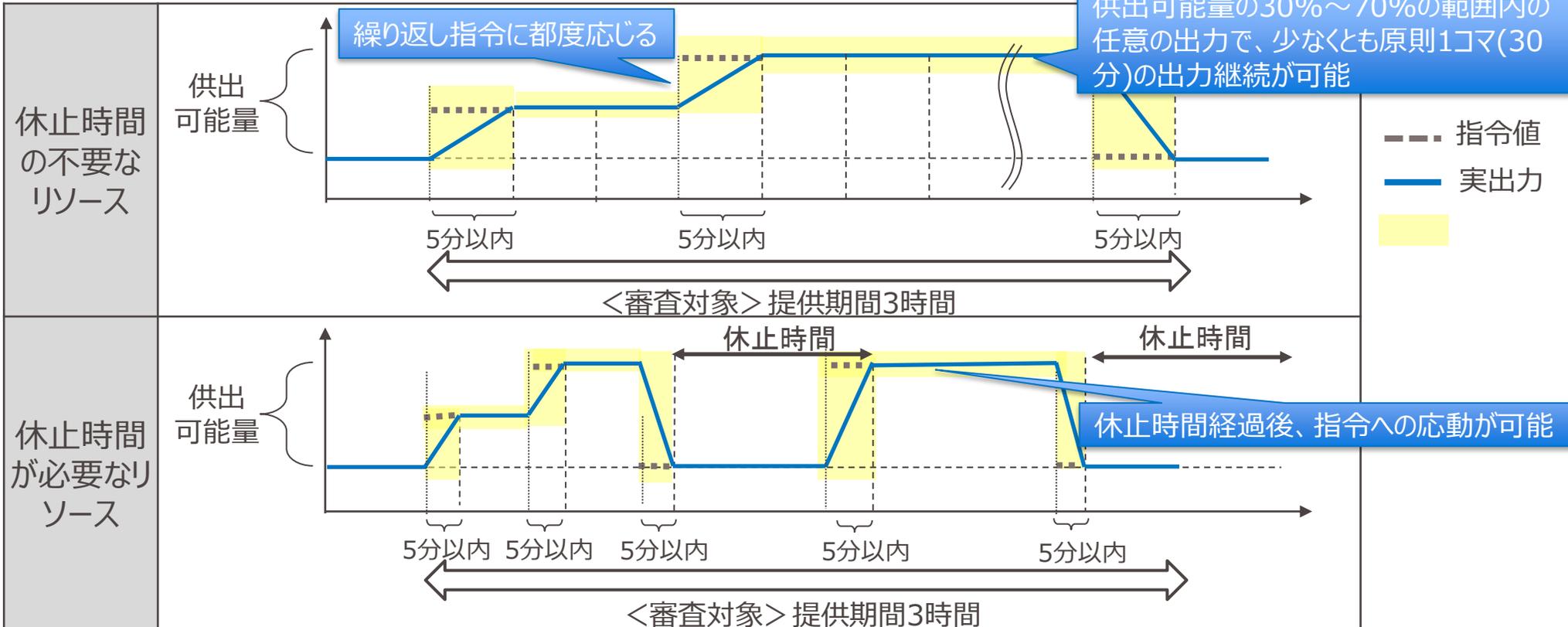
※2 ⑥応動時間、⑦供出可能量および⑧継続時間を合わせて確認できる稼働データを提出する場合は、応動時間を含めた3時間継続を確認する。



### ⑥応動時間、⑦供出可能量、⑧継続時間の確認に用いる性能データ例（単独発電機の実出力変化曲線）

- 予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、下記単独発電機の実出力変化曲線にて、供出可能量のうち、一部の量が発動可能であること、第26条（取引対象の $\Delta kW$ ）で定める指令間隔ごとの指令に追従できることを確認します。
  - ✓ 本実績データにより、155スライドの(2-2)および(2-4)を確認可能です。

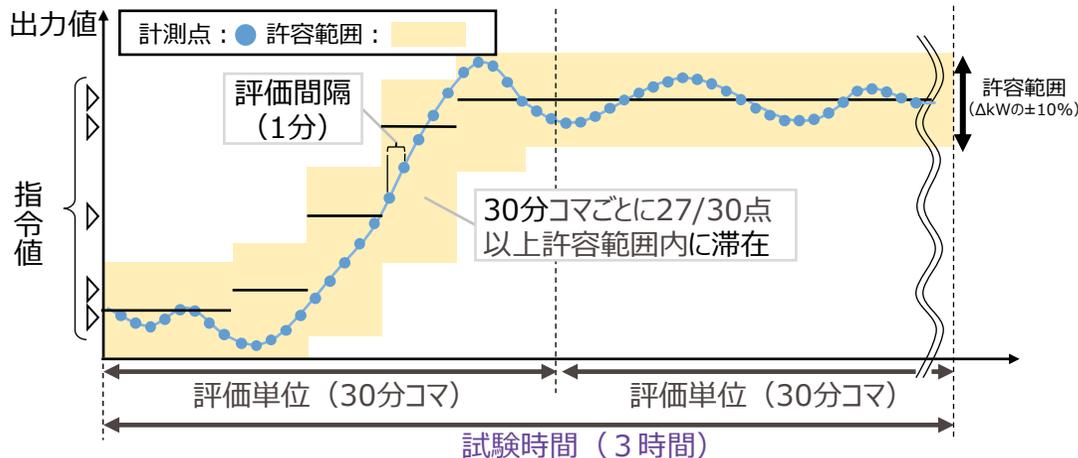
【性能データ例】余力活用に関する契約のない単独発電機の場合または各リスト・パターンの場合（余力活用に関する契約を締結する専用線の単独発電機に対してE D C制御を行った場合は164スライド記載の到達時間以内に到達すること）



- 予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験は試験a、b、cについて下記のとおり、標準パターン化した試験を実施します。
- なお、発電計画電力は、取引会員が実働試験開始60分前までに広域機関へ提出いただいた発電販売計画にもとづくものとし、1分発電計画電力は発電計画電力にもとづくものとします。
  - ✓ 試験a：指令量を供出可能量としたとき、または指令値を発電上限電力としたときの応動時間および継続時間を確認する試験  
(取引規程第22条(確認項目)の(4)イ、(5)、(6)を確認)
    - ・ 簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続し余力活用に関する契約を締結していない場合、5分以内に1分発電計画電力から供出可能量まで増加させ、供出可能量が3時間以上継続(応動時間を含む)できることを確認します。
    - ・ 専用線オンラインで接続し、余力活用に関する契約を締結する場合、EDC変化速度にもとづいて供出可能量まで増加させ、供出可能量が3時間以上継続(応動時間を含む)できることを確認します。
    - ・ 休止時間が必要となる場合、30分以上継続して供出可能量で出力した後に発電計画電力まで減少させ、休止時間経過後に指令への応動が可能であることを確認します。
  - ✓ 試験b：指令量または指令値を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験  
(取引規程第22条(確認項目)の(4)ロ、ハを確認)
    - ・ 発電計画電力または1分発電計画電力から供出可能量の30%~70%の範囲内の任意の出力で増加させ、指令に追従していることを確認します。
    - ・ 供出可能量まで増加させ、指令に追従していることを確認します。
    - ・ 供出可能量から発電計画電力または1分発電計画電力へ復帰することを確認します。
  - ✓ 試験c：指令量がゼロの場合の応動を確認する試験  
(取引規程第22条(確認項目)の(4)ニを確認)
    - ・ 発電販売計画(簡易指令システムで接続し、出力調整指令(数値指令)を選択するときに限る)、または1分発電計画電力計画にもとづいた応動をしていることを確認します。



- 予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験の評価は、属地TSOにて以下の手順で行います。
  1. 実働試験対象時間において、広域機関に提出された発電計画または様式17-1(三次調整力①・二次調整力②【単独発電機】応動実績提出用フォーマット【事前審査(実働試験用)】)にて提出された1分発電計画電力、1分ごとの発電実績および応動実績を用いて評価します。
  2. 試験時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認します。評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に要件に適合していると判断します。なお、適合している場合171スライドの試験aにおいて確認された供出可能量を、入札量上限とします。
  3. 簡易指令システムで接続し、出力調整指令(数値指令)を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合の発電実績の許容範囲は以下のとおりとします(簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合の応動実績の許容範囲は指令量を用いて算定します)。\*
    - a. 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間  
指令値±供出可能量×10%
    - b. 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間  
「変更前指令値 - 供出可能量×10%」から「変更後指令値 + 供出可能量×10%」
    - c. 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間  
「変更前指令値 + 供出可能量×10%」から「変更後指令値 - 供出可能量×10%」



\*単独発電機の場合において、「指令値」は簡易指令システムで接続し出力調整指令(数値指令)を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に属地TSOが指令した指令値を指します。簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合は「出力変化量」にて指令が行われます。

専用線オンラインで発電端により指令を行っている場合は、属地TSOとの協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とします。

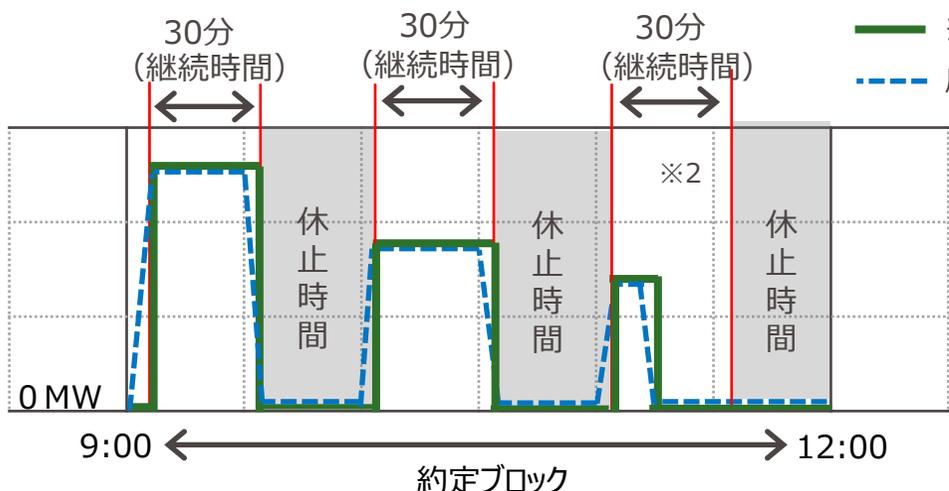


- 予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とし、事前取引会員と属地TSOが協議により継続時間および休止時間※1を定めている場合、属地TSOは、当該リソースが指令にもとづき事前審査で確認した継続時間の応動をした後、休止時間を設けます。休止時間を経過した後であれば、属地TSOは再度指令を行うことができるものとします。
- なお、休止時間の開始に当たっては以下の指令を行います。
  - 出力変化量指令を選択するリソースの場合、指令量をゼロとして休止時間の開始時刻を到達時刻とする指令
  - 出力調整指令（数値指令）を選択するリソースの場合、指令値を発電計画電力として休止時間の開始時刻を到達時刻とする指令を行う。

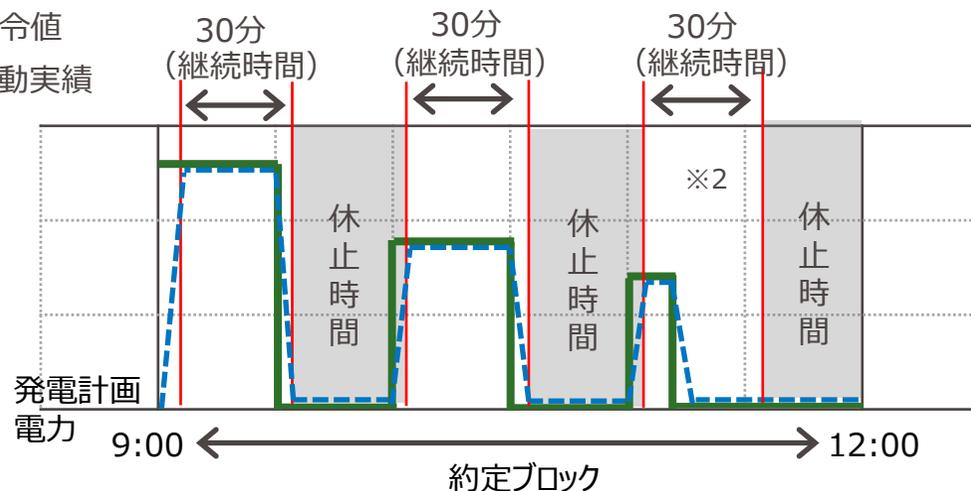
※1 休止時間は技術的な理由等をもとに取り決めます（なお、蓄電池等における容量制約等は技術的な理由に含まれません）

【例 二次調整力②約定：休止時間あり（継続時間：30分、休止時間30分）】

簡易指令システムによる出力変化量指令の場合



専用線オンラインによる出力調整指令（数値指令）の場合



※2 発動開始から、継続時間連続して発動を行わない場合、継続時間が経過後に休止時間を設けることとする。この場合、簡易システムによる指令では、改めて休止時間の開始に向けた指令は行わない。



- 予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験は試験a、b、cについて下記のとおり、標準パターン化した試験を実施します。
- なお、事前予測型を設定している場合、1分基準値電力は取引会員が実働試験開始60分前までに属地TSOへ提出いただいた様式17-2、17-3、17-4（三次調整力①・二次調整力②【各リスト・パターン】応動実績提出用フォーマット【事前審査（実働試験用）】）の1分発電計画電力または1分基準値電力（事前予測型）の値を使用します。簡易指令システムで接続し、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターンで直前計測型を選択している場合、試験開始時刻の5分前から、1分ごとの需要実績を、当該コマの次の30分コマの終了時刻までに簡易指令システムを通じて属地TSOに送信いただき算出した1分基準値電力（直前計測型）の値を使用します。なお、専用線オンラインで接続し、直前計測型を選択している場合、属地TSOと調整した送信周期ごとの需要実績を、当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に専用線オンラインを通じて属地TSOに送信いただきます。
  - ✓ 試験a：指令量を供出可能量としたときの応動時間および継続時間を確認する試験  
（取引規程第22条（確認項目）の(4)イ、(5)を確認）
    - 取引会員が属地TSOへ提出いただいた実働試験対象時間における1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）から供出可能量まで5分以内に応動させ、供出可能量が3時間以上継続（応動時間を含む）できることを確認します。
    - 休止時間が必要となる場合、30分以上継続して供出可能量で出力した後に1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）まで減少させ、休止時間経過後に指令への応動が可能であることを確認します。
  - ✓ 試験b：指令量を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験  
（取引規程第22条（確認項目）の(4)ロ、ハを確認）
    - 実働試験対象時間における1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）から供出可能量の約30～70%の範囲内の任意の量で応動をさせ、指令に追従していることを確認します。
    - 供出可能量まで応動させ、指令に追従していることを確認します。
    - 供出可能量から1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）へ復帰することを確認します。
  - ✓ 試験c：指令量がゼロの場合の応動を確認する試験  
（取引規程第22条（確認項目）の(4)ニを確認）
    - 1分発電計画電力、1分基準値電力（事前予測型）または1分基準値電力（直前計測型）にもとづいた応動をしていることを確認します。



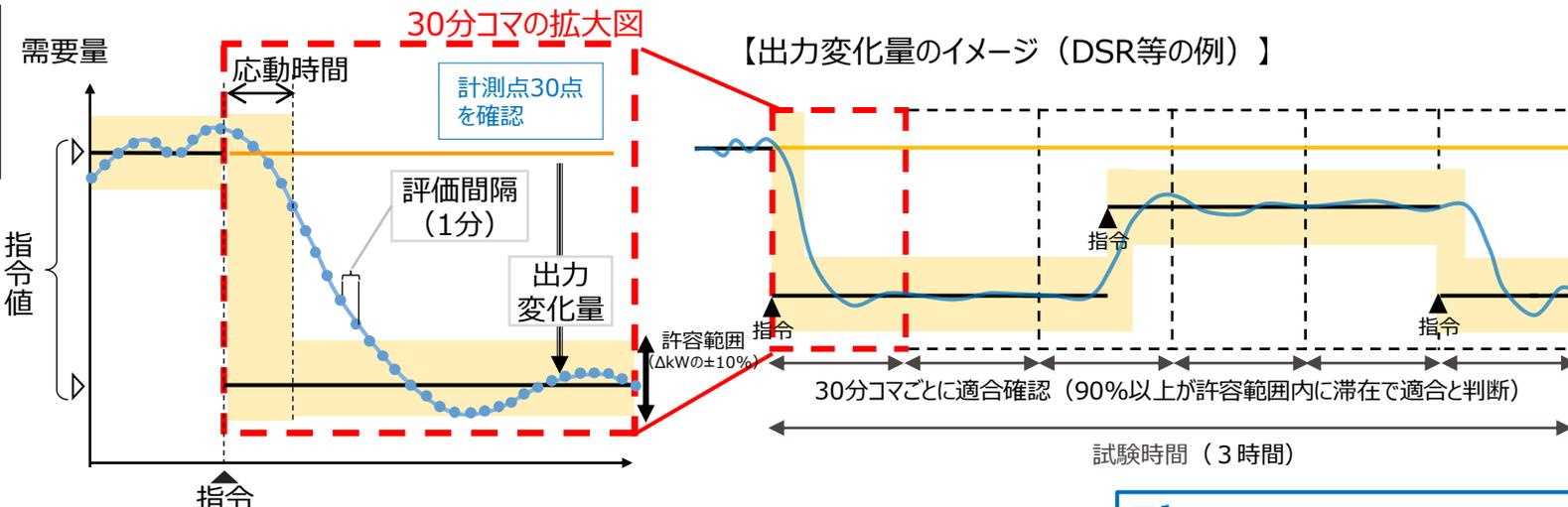
- 予定している二次調整力②の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験の評価は、属地TSOにて下記の手順で行います。
  1. 実働試験対象時間において、所定の様式17-2、17-3、17-4(三次調整力①・二次調整力②【各リスト・パターン】) 応動実績提出用フォーマット【事前審査(実働試験用)】にて提出された1分ごとの1分発電計画電力、1分基準値電力(事前予測型)または1分基準値電力(直前計測型)、実績データおよび応動実績を用いて評価します。
  2. 実働試験対象時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認します。評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち90%以上が許容範囲内である場合に要件に適合していると判断します。なお、適合している場合189スライドの試験aにおいて確認された供出可能量を入札量上限とします。
  3. 応動実績の許容範囲は以下のとおりとします。
    - a. 指令値変更に伴い応動している時間を除く場合  
指令量±供出可能量×10%
    - b. 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間の場合  
「変更前指令量－供出可能量×10%」から「変更後指令量＋供出可能量×10%」
    - c. 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間の場合  
「変更前指令量＋供出可能量×10%」から「変更後指令量－供出可能量×10%」

○1分ごとの計測点30点のうち90%以上の応動実績が許容範囲内であることを確認します(右図参照)

凡例  
— 実働試験基準値電力(1分kW)  
— 需要実績(1分kW) ● 計測点

※応動時間とは、中給から指令を発信してから供出可能量まで出力を変化するのに要する時間をいいます。

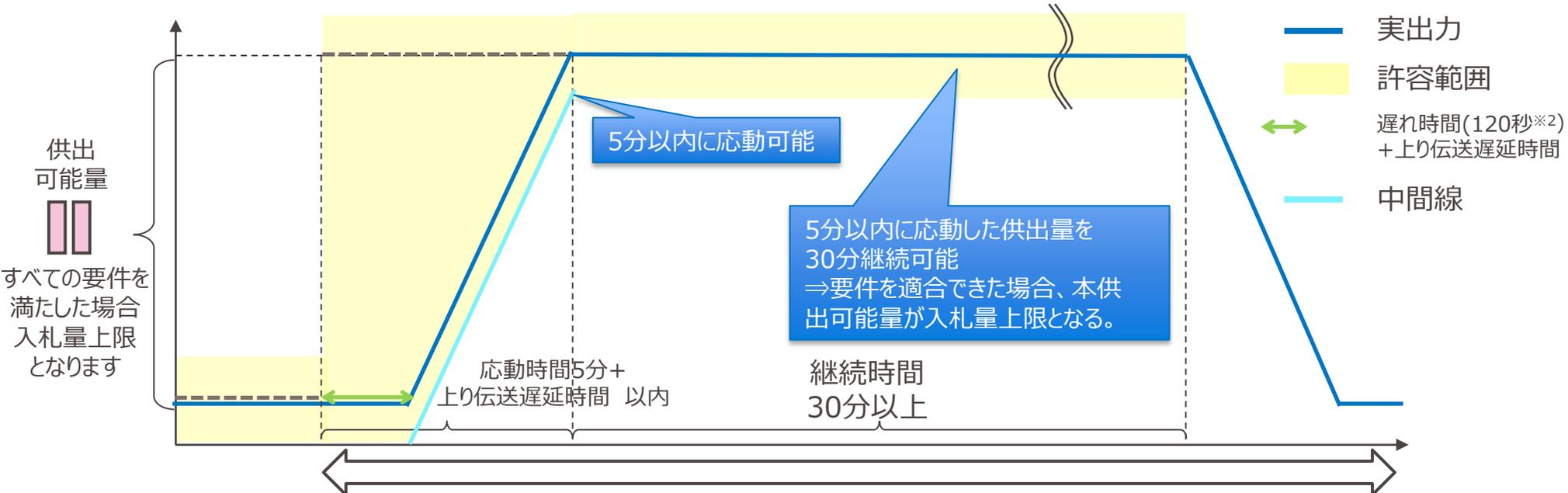
※各リスト・パターンにおいて、指令量とは、簡易指令システムにより属地TSOが指令した指令値をいいます。



### ⑥応動時間、⑦供出可能量、⑧継続時間、⑩遅れ時間の確認に用いる性能データ例 (単独発電機の出力量変化曲線)

- 予定している二次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、下記単独発電機の出力量変化曲線にて、応動時間以内に供出可能量まで到達できること、30分以上供出可能量の出力量を継続的に供出可能であることを確認します。
  - ✓ 本実績データにより、195スライドの(2-1)、196スライドの(2-1)および(2-2)を確認可能です。
- なお、要件への適合を確認できた場合、本供出可能量が入札量上限となります。

※ LFC信号は属地TSOにより異なることから当該試験方法の詳細は、属地TSOと協議をお願いします。



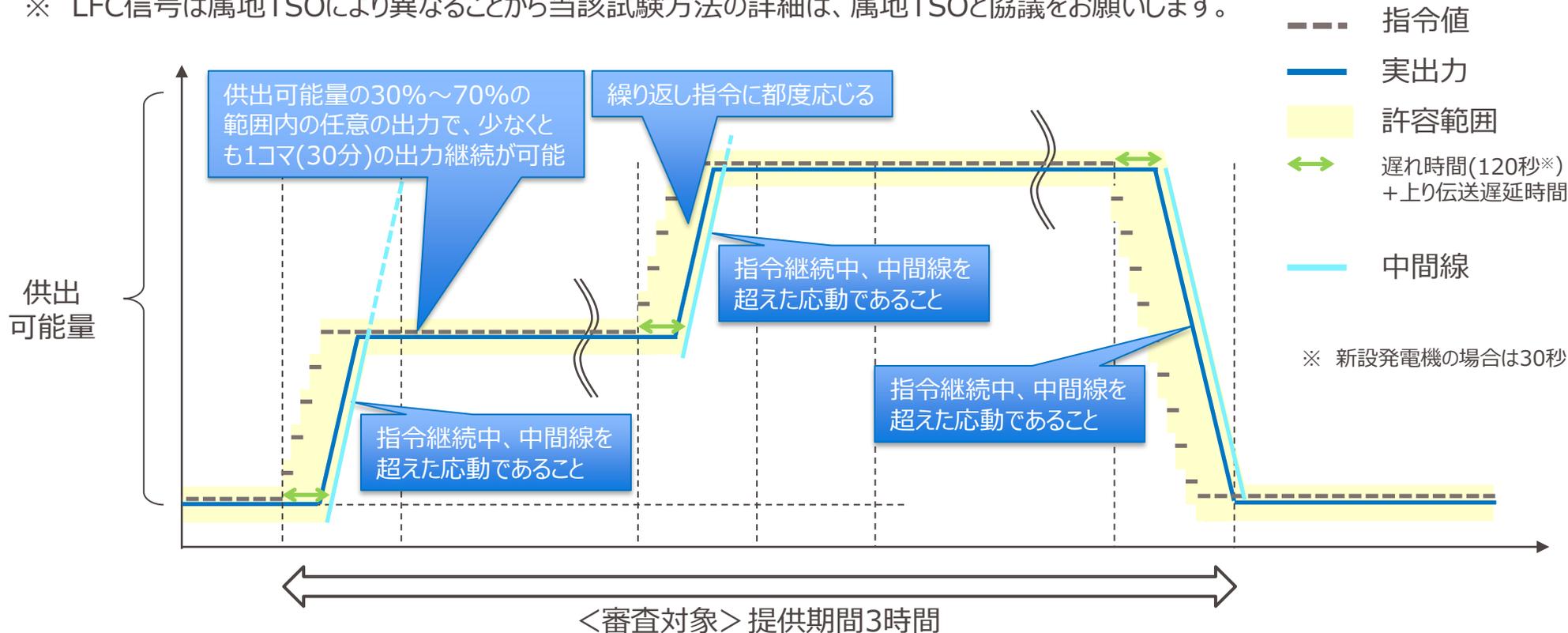
<審査対象> 提供期間3時間\*1

※1 ⑥応動時間、⑦供出可能量および⑧継続時間を合わせて確認できる稼働データを提出する場合は、応動時間5分以内および継続時間30分以上を確認する。  
 ※2 新設発電機の場合は30秒

⑥応動時間、⑦供出可能量、⑧継続時間、⑩遅れ時間の確認に用いる性能データ例  
(単独発電機の出力行変化曲線)

- 予定している二次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、下記単独発電機の出力行変化曲線にて、供出可能量のうち、一部の量が発動可能であること、第26条（取引対象のΔkW）で定める指令間隔ごとの指令に追従できることを確認します。
  - ✓ 本実績データにより、195スライドの(2-2)および(2-4)を確認可能です。

※ LFC信号は属地TSOにより異なることから当該試験方法の詳細は、属地TSOと協議をお願いします。



※ 新設発電機の場合は30秒

- 予定している二次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験は試験a、b、cについて下記のとおり、標準パターン化した試験を実施します。
- なお、発電計画電力は、取引会員が実働試験開始60分前までに広域機関へ提出いただいた発電販売計画にもとづくものとし、属地周期発電計画電力は発電計画電力にもとづくものとし、
  - ✓ 試験a：指令量を供出可能量としたとき、または指令値を発電上限電力としたときの応動時間、継続時間および遅れ時間を確認する試験  
(取引規程第22条(確認項目)の(4)イ、(5)を確認)
    - LFC制御を行った場合(手動の指令値等でLFCを模擬する場合を含む)、別表2に定めるLFC演算周期において算定される指令値に対して、需給調整市場システムへデータ登録されたLFC変化速度で算定される時刻までに到達し、供出可能量が30分以上継続(応動時間を含む)できることを確認します。
  - ✓ 試験b：指令量または指令値を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験  
(取引規程第22条(確認項目)の(4)ロ、ハを確認)
    - 発電計画電力または属地周期発電計画電力から供出可能量の30%～70%の範囲内の任意の出力で増加させ、指令に追従していることを確認します。
    - 供出可能量まで増加させ、指令に追従していることを確認します。
    - 供出可能量から発電計画電力または属地周期発電計画電力へ復帰することを確認します。
  - ✓ 試験c：指令量がゼロの場合の応動を確認する試験  
(取引規程第22条(確認項目)の(4)ニを確認)
    - 発電計画、または属地周期発電計画電力計画にもとづいた応動をしていることを確認します。

- 予定している二次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験は試験a、b、cについて下記のとおり、標準パターン化した試験を実施します。
- なお、事前予測型を設定している場合属地周期基準値電力は取引会員が実働試験開始60分前までに属地TSOへ提出いただいた様式18-2、18-3、18-4（二次調整力①【各リスト・パターン】応動実績提出用フォーマット【事前審査（実働試験用）】）の属地周期発電計画電力または属地周期基準値電力（事前予測型）の値を使用します。なお、直前計測型を選択している場合、属地TSOと調整した送信周期ごとの需要実績を、当該時間の終了時刻から1秒から5秒程度以内に専用線オンラインを通じて属地TSOに送信いただきます。
  - ✓ 試験a：指令量を供出可能量としたときの応動時間、継続時間および遅れ時間を確認する試験  
（取引規程第22条（確認項目）の(4)イ、(5)を確認）
    - 取引会員が属地TSOへ提出いただいた実働試験対象時間における属地周期発電計画電力、属地周期基準値電力（事前予測型）または、属地周期基準値電力（直前計測型）から供出可能量まで5分以内に応動させ、供出可能量が30分以上継続（応動時間を含む）できることを確認します。
  - ✓ 試験b：指令量を繰り返し変化させたときの応動を確認する試験  
（取引規程第22条（確認項目）の(4)ロ、ハを確認）
    - 実働試験対象時間における、属地周期発電計画電力、属地周期基準値電力（事前予測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）から供出可能量の約30～70%の範囲内の任意の量で応動をさせ、指令に追従していることを確認します。
    - 供出可能量まで応動させ、指令に追従していることを確認します。
    - 供出可能量から属地周期発電計画電力、属地周期基準値電力（事前予測型）または、属地周期基準値電力（直前計測型）へ復帰することを確認します。
  - ✓ 試験c：指令量がゼロの場合の応動を確認する試験  
（取引規程第22条（確認項目）の(4)ニを確認）
    - 属地周期発電計画電力計画、属地周期基準値電力（事前予測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）にもとづいた応動をしていることを確認します。



- 予定している二次調整力①の取引開始が2026年3月31日までの実需給を対象とする場合、実働試験の評価は、属地TSOにて下記の手順で行います。(1/2)
  1. 実働試験対象時間において、所定の様式18-2、18-3、18-4（二次調整力①【各リスト・パターン】応動実績提出用フォーマット【事前審査（実働試験用）】）にて提出された属地TSOと調整した送信周期ごとの属地周期基準値電力（事前予測型）または属地周期基準値電力（直前計測型）、実績データおよび応動実績を用いて評価を行います。
  2. 実働試験対象時間において、応動実績※が許容範囲内であることを属地TSOと調整した送信周期ごとに確認します。評価は30分コマ単位に行い、計測点のうち90%以上が許容範囲内である場合に要件に適合していると判断します。なお、適合している場合219スライドの試験aにおいて確認された供出可能量を入札量上限とします。
  3. 応動実績の許容範囲は以下のとおりとします。
    - ①指令量変更に伴い応動している時間を除く時間
      - 下限値：指令量－供出可能量×10%
      - 上限値：指令量＋供出可能量×10%
    - ②変更前指令量から増加する変更指令があった場合
      - a. 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで
        - 下限値：変更前指令量－供出可能量×10%
        - 上限値：変更後指令量＋供出可能量×10%
      - b. 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間経過するまで
        - 下限値：「変更前指令量＋供出可能量／（応動時間－遅れ時間）×（変更後指令からの経過時間－遅れ時間－上り伝送遅延時間）－供出可能量×10%」または「変更後指令量－供出可能量×10%」のいずれか小さい方  
ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令量－供出可能量×10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとします。
        - 上限値：変更後指令量＋供出可能量×10%

※応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)cで定める瞬時供出電力を指す。



● 実働試験の評価は、属地TSOにて下記の手順で行います。(2/2)

③変更前指令量から減少する変更指令があった場合

a. 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまで

下限値：変更後指令量 - 供出可能量 × 10%

上限値：変更前指令量 + 供出可能量 × 10%

b. 変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、応動時間および上り伝送遅延時間経過するまで

下限値：「変更後指令量 - 供出可能量 × 10%」

上限値：「変更前指令量 - 供出可能量 / (応動時間 - 遅れ時間) × (変更後指令からの経過時間 - 遅れ時間 - 上り伝送遅延時間) + 供出可能量 × 10%」または「変更後指令量 + 供出可能量 × 10%」のいずれか大きい方

ただし、変更後指令が送信されてから応動時間および上り伝送遅延時間が経過するまでに次の指令があった場合、上記算定式の「変更後指令量 + 供出可能量 × 10%」の許容範囲は変更後指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間の経過以降、次の変更指令が送信されてから遅れ時間および上り伝送遅延時間が経過するまでとします。

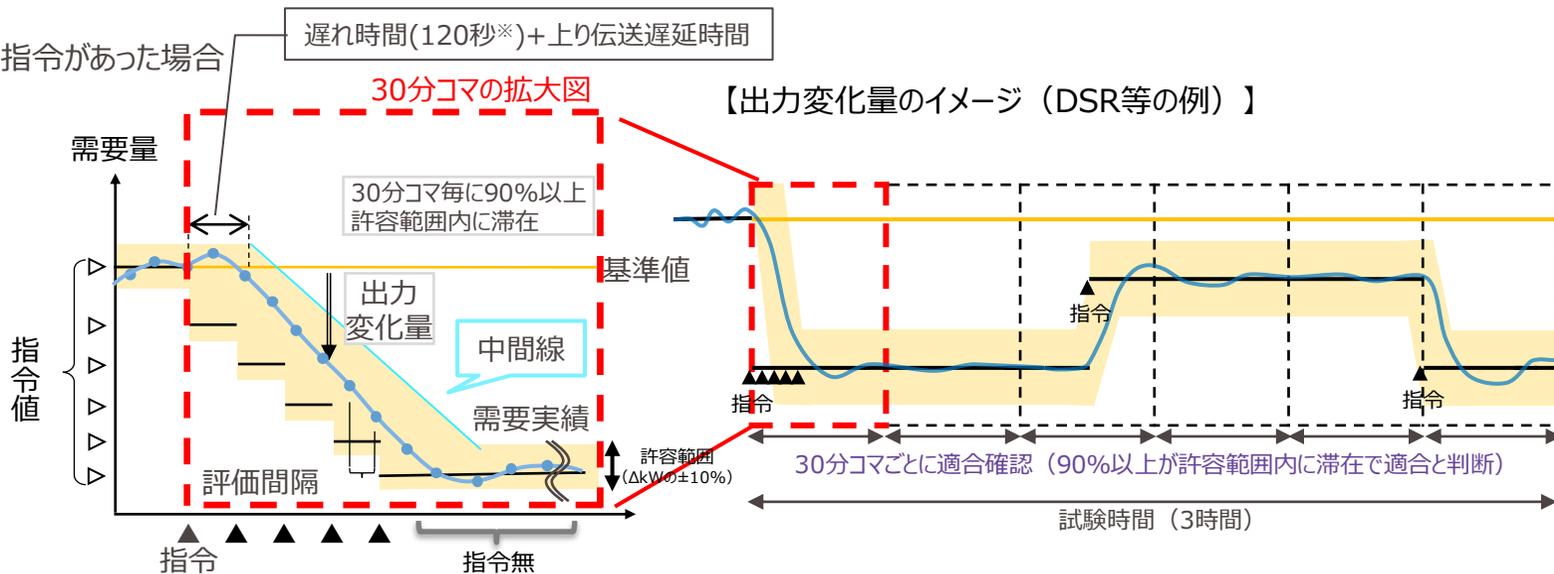
例：変更前指令量から増加する変更指令があった場合

○30分コマ単位における各エリアの応動実績のデータ取得周期ごとの計測点のうち90%以上が許容範囲内であることを確認します(右図参照)

凡例

— 属地周期基準値電力

— 需要実績 計測点 ●



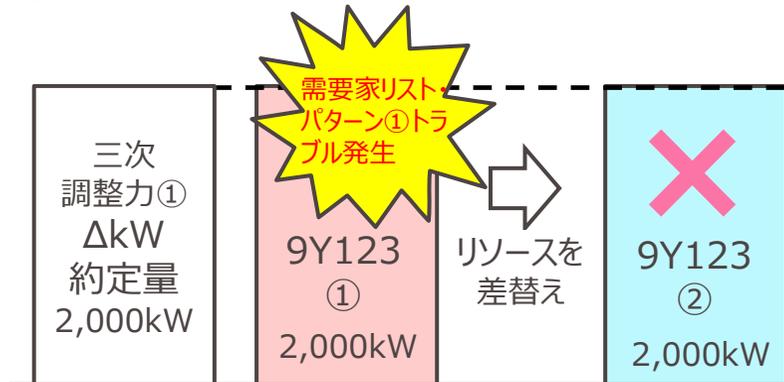
※ 新設発電機の場合は30秒



- 提供期間が実需給前日の週間市場商品を差替えるにあたり、以下の期間のいずれかに該当している場合は、リソースの種類（単独発電機、各リスト・パターン）に関わらず、差替えを行うことはできません。
  - 三次調整力②の入札受付時間中（12時～14時）
  - 三次調整力②の約定処理実施中（14時～15時※<sup>1</sup>）

※下図は三次調整力①の場合を例示

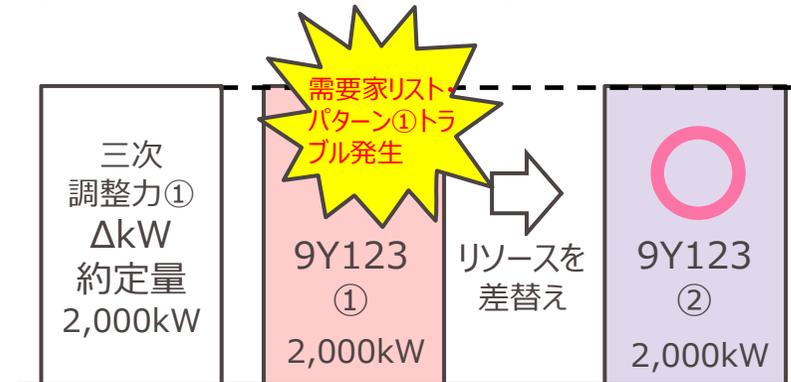
【 差替えを実施できない期間 】



○ 以下のいずれかの期間

- ・ 実需給前日における三次調整力②の入札受付時間中（12時～14時）
- ・ 実需給前日における三次調整力②の約定処理実施中（14時～15時※<sup>1</sup>）

【 差替えを実施できる期間 】



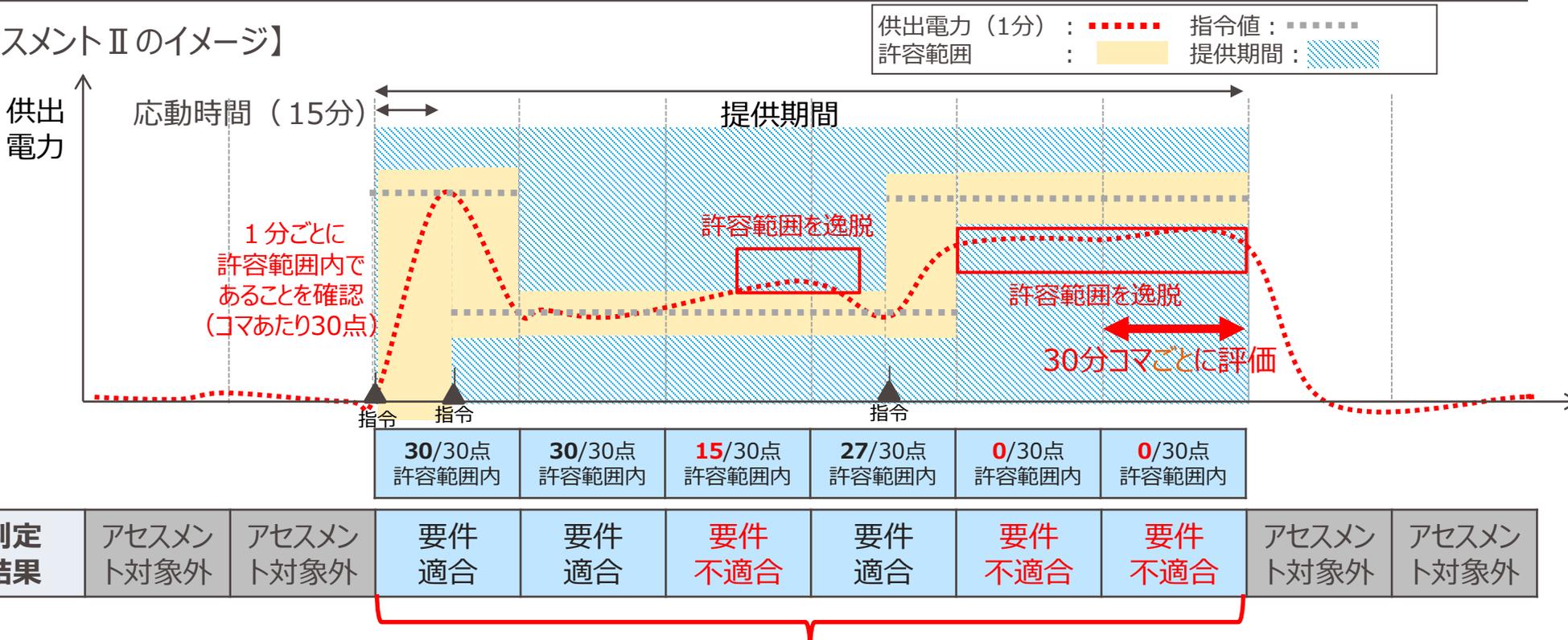
○ 左記の期間以外※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 15時よりも前に約定処理が完了した場合は、15時を待たずして差替えを行うことが可能となります。

※<sup>2</sup> 左記の期間以外であっても、提供期間1コマ目のGC以降は差替えを行うことができません。

- 要件不適合回数は提供期間単位（30分×6コマ＝3時間のブロック）で最大1回とし、提供期間の30分コマ全てにおいて、不適合となった場合も不適合回数は1回とします。提供期間が連続して約定している場合は、その提供期間単位ごとに不適合回数を積算します。

【アセスメントⅡのイメージ】



判定結果	アセスメント対象外	アセスメント対象外	要件適合	要件適合	要件不適合	要件適合	要件不適合	要件不適合	アセスメント対象外	アセスメント対象外
------	-----------	-----------	------	------	-------	------	-------	-------	-----------	-----------

不適合回数は提供期間で1回

提供期間単位内で複数回の要件不適合が発生した場合も不適合の積算回数は1回とします。連続約定している場合でも提供期間単位ごとにアセスメント不適合回数を積算します。

